

所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成 21 年分所得税の確定申告・市県民税の申告期間

市では、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

確定申告期間／2月16日（火）～3月15日（月）平日 午前9時から午後4時まで

申告受付場所／市民会館 コミュニティセンター3階 小ホール

※2月21日及び28日の日曜日に限り、閉庁時の申告相談・申告書の受付を行います。平日に勤務等で都合の悪い方は、この2日間をご利用ください。それ以外の通常の土・日曜日は閉庁しておりますのでご注意ください。

■農業所得収支内訳書・医療費の明細書等の作成は事前をお願いします。

農業所得の申告に当たっては、すべて収支内訳書の作成が義務付けられています。

これに伴い、収入及び経費については伝票や領収書等に基づいて全て実費により計算していただくことになります。

確定申告期間中、相談会場では、大変混雑が予想されますので、「農業所得の収支内訳書」や医療費控除のための「医療費の明細書」等については、相談会場に来場される前に、まえもって内訳書等に記載されている各項目ごとに分類・集計のうえご持参くださいますようお願いいたします。

■源泉徴収票等の提出について

源泉徴収票などの「法定調書」は2月1日（月）までに提出してください。

税務署に提出するもの	市に提出するもの
<ul style="list-style-type: none">給与所得の源泉徴収票退職所得の源泉徴収票・特別徴収票報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書不動産の使用料等の支払調書不動産の譲受けの対価の支払調書不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	<ul style="list-style-type: none">給与支払報告書（総括表）給与支払報告書（個人別明細書） <p>※1年間の給与支払金額が30万円を超える方の分については、年度途中で退職された方であっても提出が義務付けられていますのでご注意ください。</p>

※給与支払報告書等の提出については、提出期限に余裕をもってご提出くださるようご協力をお願いします。

問合せ先／社税務署資料情報担当 ☎ 0795-42-0223 市役所税務課税制担当 ☎ 8712

■住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が変わります。

・本人から市への控除申告は原則不要となります。

平成11年から平成18年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用者のうち、税源移譲による税率変更で所得税が減税されることによって、所得税から控除できない住宅ローン控除額が発生、又は控除しきれない額が増大する場合に、平成20年度分以降の個人住民税の所得割からも控除できるようになっています。

従来、この制度の適用を受けようとする場合には、対象者自身が、居住する市町村に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要がありましたが、地方税法の改正により、給与支払報告書（源泉徴収票）の摘要欄に記載された「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」などを基に市が控除額を計算することとされ、本人からの申告は原則不要になりました。

ただし、平成11年から平成18年までに入居した方が、新制度の適用を受けることによってかえって不利益になる場合は、控除申告書を提出することができます。

・新たに平成21年から平成25年に入居される方も対象となります。

新たに平成21年から平成25年に入居された方のうち所得税から住宅ローン控除を控除しきれない方についても、平成22年度以降の住民税の住宅ローン控除の対象となります。

・住民税の住宅ローン控除の控除額計算

「前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」－「前年分の所得税の額」＝「所得税で控除しきれなかった額」
⇒住民税の住宅ローン控除の控除額

ただし、所得税の課税総所得金額等の5%が限度（最高限度額97,500円※市民税3%【58,500円】+県民税2%【39,000円】）

※平成19年1月1日から平成20年12月31日までに入居された方については、住民税における住宅ローン控除の対象とはなりません。

■農業所得の計算に係る償却資産の耐用年数が大きく変わりました。

平成20年度税制改正で耐用年数省令の見直しが行われたこととともない、農業用機械・設備に係る耐用年数が大きく変わり、一律「7年」になりました。平成21年中に取得したものはもちろん、既存の機械・設備についても21年分から新たな耐用年数（償却率）を適用して計算することとなります。

なお、資産の取得当初に遡って再計算するものではありませんので、ご注意ください。

■主な機械・設備等の耐用年数の変更例

改正前		改正後	
区分・種類	耐用年数	区分・種類	耐用年数
乗用トラクター	8年	農業用設備	7年
乾燥機			
もみすり機			
普通型コンバイン	5年		
自脱型コンバイン			
田植機			
動力散粉機			



【問合せ先】 税務課税制担当 ☎ 8712 ※特に記載のない場合はこちらまでお問合せ下さい。

■平成21年分 所得税・消費税 確定申告説明会

日時／1月28日（木）13:30～15:30 場所／加西市民会館 コミセン3階小ホール

問合せ先／社税務署 ☎ 0795-42-0223

■固定資産税（都市計画税）に関する届出

償却資産の申告／償却資産（固定資産税）の申告は1月20日（水）までをお願いします。

家屋調査について／固定資産税（都市計画税）は毎年1月1日現在の所有状況で課税することになっております。平成21年中に家屋を新築、増築され家屋評価が終わっていない方や、家屋を取壊された方はご連絡ください。

問合せ先／税務課資産税担当 ☎ 8713

電子証明書（公的個人認証）の取得について

確定申告に便利な国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用するには、電子証明書が必要です。

電子証明書とは、電子申請等のインターネットでの行政サービスを安心して利用するためのもので、各自治体は個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書を発行しています。

なお、電子証明書を利用するにはICカードリーダライタが別途必要です。

■電子証明書の取得方法

加西市に住民票のある方は、市民課窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書を提出して電子証明書を取得できます。

申請に必要なもの（本人が持参のうえ、手続きをお願いします）

印鑑、顔写真付の本人確認書類（免許証・パスポート等）、認印、

手数料1,000円※住基カードのみを希望される場合の手数料は500円、

6ヶ月以内に撮影した写真（無帽、無背景、縦4.5cm×横3.5cm）1枚※写真付の住基カード希望の場合

すでに住基カードのみ取得の方が電子証明を追加される場合は、本人が、住基カードと証明手数料500円を持参し手続きして下さい。顔写真付の住基カードでない場合は顔写真付の本人確認書類（免許証・パスポート等）も併せて持参ください。有効期間は、住基カードが10年、電子証明が3年です。

【問合せ先】 市民課 ☎ 8720 ※詳細は国税電子申告・納税システム（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）等のホームページをご覧ください。



住基カード
顔写真付の住基カードは本人確認書類として利用できますので、作成される場合は顔写真付をお勧めします。